

被災者の生活再建を

# 支援する制度があります

発行：日本共産党仙台市議団 2014年5月

仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所内

なんでもお気軽にご相談ください

**☎214-8786** 日本共産党仙台市議団

## 復興公営住宅の敷金（家賃3ヵ月分）は、猶予できます

ご家庭の経済事情等により、敷金の納入が難しい場合は、2015年度末まで納入を猶予することができます。

なお仙台市は、2016年度以降については、猶予期間の延長や減免も含めて基準を検討していくとしています。

**敷金徴収猶予申請書を書いて、  
遠慮せずに提出しましょう。**

※問い合わせ先

仙台市復興公営住宅室管理係 ☎214-8333

仙台市建設公社復興公営住宅サービス課

☎214-8591

## 復興公営住宅への入居者に、入居支援金がでます

○契約者のみが入居する場合（单身）

…最大 **15万円**

○契約者が他の親族と入居する場合

…最大 **20万円**

申請期間：2014年4月1日～2017年3月31日

（※収入超過者、生活保護受給者は、対象になりません。日本共産党は、対象を拡大するよう求めています）

災害危険区域、津波浸水区域の被災者は、すでに決まっている引っ越し費用実費（裏面参照）に加え、左記の入居支援金が出ます。ただし半額となります（単身で最大**7万5千円**、2人以上で最大**10万円**。）

※問い合わせ先

仙台市復興公営住宅入居支援金専用ダイヤル

☎214-8804

## 仮設住宅の備品（エアコンなど）が無償譲渡されます

◎…持ち出しできます

○…譲与手続きをすれば、持ち出しできます

×…入居者本人が設置した場合のみ持ち出しできます（県や市が設置したものは持ち出しできません）

物 品	プレハブ	借上げ公営住宅等	
		市営住宅 または 県営住宅	国宿舎 民会企業社宅 UR住宅
エアコン	○	◎	○
照明器具	○	○	○
ガスコンロ	○	○	○
カーテン	○	○	○
消火器	○	×	×
トイレ暖房便座	○	×	×
物置	○	×	×

左記以外の備品でも、容易に取り外し持ち出すことができる備品については、譲渡の対象になります。

たとえば、**郵便ポスト**は、取り付け金具をゆるめれば容易に取り外すことができることから譲渡対象になっています。

※手続き先  
仙台市仮設住宅室  
☎214-5080

## 防災集団移転対象区域内の土地建物などを売却した 65 歳以上の方は、介護保険料が減免されます

土地売却による譲渡所得に伴い、介護保険料の負担が増えた方について、介護保険料を減免する制度があります。

【対象】…次のいずれかに該当する方

- ① 住み替えのために、居住用財産を売却し、その譲渡所得を自ら居住する新居の購入にあてた方
- ② 東日本大震災にかかわる防災集団移転促進事業等のために、土地建物を売却した方

【減免額】

買い換え費用か租税特別措置法の特別控除額のどちらか少ない額を、合計所得金額から差し

引いた額で算定した所得段階相当額に減免。

【必要書類】

減免申請書、介護保険料決定通知書、確定申告書の控え、土地建物の売却にかかわる売買契約書（対象①の方は、新居購入にかかわる売買契約書）

※問い合わせ先  
各区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課  
（各区役所の代表電話は、右ページのとおりです）  
宮城総合支所…☎392-2111  
秋保総合支所…☎399-2111

住宅再建された方

## 被災者生活再建支援金の申請をお忘れではないですか？

### ①基礎支援金

全壊	100万円
大規模半壊	50万円
解体 (半壊または敷地被害でやむを得ず解体した場合)	100万円
長期避難	100万円

### ②加算支援金

建設・購入	200万円
補修	100万円
賃借(民間賃借=公営住宅は除く)	50万円

※世帯人数が1人の場合、上記の4分の3の支給額

基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。

加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります(2回目に「補修」で申請する場合も同様です)。

### 【申請期間】

- ①基礎支援金…2015年4月10日まで
- ②加算支援金…2018年4月10日まで

※問い合わせ先(被災時に居住していた区の区役所や市町村担当課)

- ・青葉区役所6階保健福祉センター管理課  
…☎225-7211(代表)
- ・宮城野区所2階保健福祉センター管理課  
…☎291-2111(代表)
- ・若林区役所2階保健福祉センター管理課  
…☎282-1111(代表)
- ・太白区役所2階保健福祉センター管理課  
…☎247-1111(代表)
- ・泉区役所東庁舎2階  
…☎372-3111(代表)
- ・市役所本庁舎5階社会課分室  
…☎214-3805

### こんなケースも

太白区のある方は、住んでいたアパートが大規模半壊となり、出ざるを得ませんでした。その後、アパートは解体となりました。解体した場合は、全壊扱いとなります。よって、すでに大規模半壊として受け取った基礎支援金50万円に加え、全壊分100万円との差額、50万円を追加して受け取っています。

## 住宅再建の消費税増税分が現金で支援されます

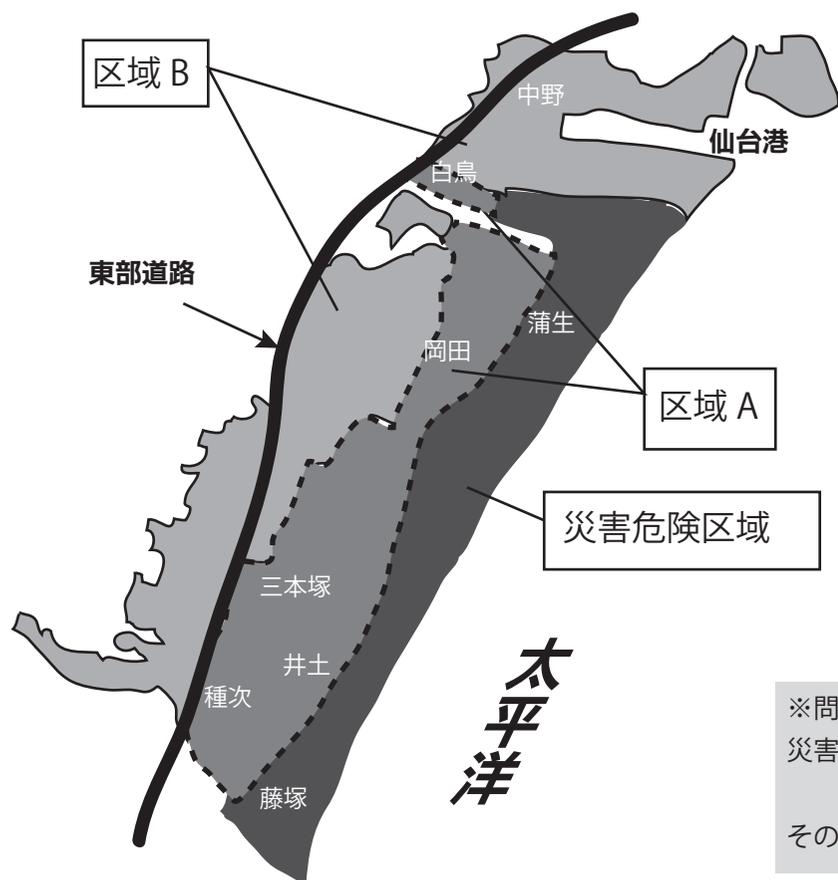
4月1日からの消費税引き上げに伴い被災者の住宅取得や被災住宅の補修にかかわる消費税負担増に対し、増税となった金額相当が現金給付されます。(「住まいの復興給付金制度」)

※問い合わせ先

住まいの復興給付金準備事務局コールセンター

☎0570-200-246

# 津波浸水区域における住宅再建の支援制度



「災害危険区域」…さまざまな津波防災施設整備後も、津波被害の危険性が高い区域

「区域A」…さまざまな津波防災施設整備後も、なお津波による浸水が予測される区域で「災害危険区域」を除く区域

「区域B」…東日本大震災により津波被害を受けた地域のうち、「災害危険区域」および「区域A」を除く区域

※問い合わせ先  
 災害危険区域で被災された方：仙台市移転推進課 ☎214-8805  
 その他の区域の方：仙台市事業調整課 ☎214-8305

			「区域B」	「区域A」	「災害危険区域」
現地再建	建て替え	利子相当額補助	住宅建設：上限 250 万円	住宅建設：上限 250 万円 (盛土・嵩上げ補助との併用可能)	※日本共産党市議団は、修繕費支援について「災害危険区域」に住んでいる人たちも対象にするよう求めています。
		住宅建設・購入経費への直接補助	上限 100 万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限 50 万円)		
	修繕	利子相当額補助	上限 100 万円		
		修繕経費への直接補助	対象：100 万円を超える修繕経費の部分 上限 50 万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限 25 万円)		
	盛土・基礎の嵩上げ		上限 460 万円		
移転再建	利子相当額補助	住宅建設：上限 250 万円 住宅用地：上限 150 万円 引越し：上限 20 万円 (移転再建の引越し費用は、事前申請が必要です。引越し前に上記問い合わせ先まで連絡してください)	住宅建設：上限 444 万円 住宅用地：上限 264 万円 引越し等：上限 78 万円	住宅建設：上限 444 万円 住宅用地：上限 264 万円 引越し等：上限 78 万円	
	住宅建設・購入経費への直接補助	上限 100 万円 (ただし、利子相当額補助を受ける場合は上限 50 万円)			